

全国市町村情報管理主管課長会 会則

(名称)

第1条 この会は、全国市町村情報管理主管課長会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、全国の市町村相互の密接な連携を図り、市町村の情報化推進に関する諸課題について相互研究することにより市町村間の情報化格差の是正や市町村の情報化促進及び本会の効率的な運営をすることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 情報管理組織の運営等に関する情報の交換及び調査研究
- 二 行政情報化、地域情報化に関する調査研究
- 三 情報化関連資料の提供及び配布
- 四 講演会等の開催
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、(財)地方自治情報センター（以下、「センター」という。）の正会員である地方自治法第1条の3第2項の市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市を除く。）の情報管理主管課長を会員とする。

(会員の責務)

第5条 本会の会員は、本会会則第2条及び第3条の規定に基づき、会員相互に協力することとする。

(会員資格の喪失)

第6条 本会の会員は、本会会則第4条の資格を喪失した時点で会員資格を喪失する。

(役員)

第7条 本会に役員として会長、副会長及び幹事若干名を置く。

- 2 会長、副会長は幹事のうちから選出する。会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を代理する。
- 3 幹事は、センターの評議員のうち、市、町村から選出されている評議員を充てることとし、本会の企画運営にあたる。
- 4 役員任期は、センター評議員の任期に準ずる。
- 5 役員は、任期満了においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとし、後任の役員任期は前任者の残りの期間とする。

(会 議)

第8条 会議は、次のとおりとする。

- 一 役員会議
- 二 会員相互の情報交換会議（以下「情報交換会議」という。）
- 三 総会

(会議形式)

第9条 会議形式は、一同に会する会議（以下「集合会議」という。）と衛星通信やインターネット等を利用する会議（以下「遠隔会議」という。）とする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、地方自治情報センター内に置く。

(雑 則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営管理に必要な事項は、別に定める。

- 2 第11条第1項以外の事項については、役員会議で決定し、会員に報告する。ただし、本会の運営についての重要な事項及び本会則の改正については、総会で決定する。

(付 則)

この会則は、平成14年10月18日から適用する。

全国市町村情報管理主管課長会 細則

(目的)

第1条 この細則は、全国市町村情報管理主管課長会（以下「本会」という。）会則第11条第1項の規定に基づき、本会の円滑な運営管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(役員会議の開催)

第2条 役員会議の議長は、会長とする。

- 2 役員会議は、定例会を年2回開催する。
- 3 議長は、必要がある場合に臨時役員会議を開催することができる。
- 4 役員会議は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席により成立する。
- 5 役員会議の定例会は、一同に会する会議（以下「集合会議」という。）とする。
- 6 臨時役員会議は、集合会議または衛星通信やインターネット等を利用する会議（以下「遠隔会議」という。）のいずれかにより開催する。
- 7 役員会議に出席できない役員は、各号に掲げる方法のいずれかにより、出席とみなす。
 - 一 議長に議決を委任した委任状の提出
 - 二 役員 $\frac{2}{3}$ の委任を受けた代理者の出席
- 8 役員会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員相互の情報交換会議の開催)

第3条 会員相互の情報交換会議（以下、「情報交換会議」という。）は、随時開催することができる。

- 2 情報交換会議は、遠隔会議で開催する。

(総会の開催)

第4条 総会の議長は、会長とする。

- 2 総会は、必要がある場合に役員会議の決定により開催することができる。
- 3 総会は、遠隔会議で開催する。
- 4 総会の議事は、遠隔会議の有効回答数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の役割)

第5条 本会の会議の役割は、次のとおりとする。

- 一 役員会議は、事業計画の立案、会員からの要望やその他本会の運営に関連する事項の協議・決定等を行う。
- 二 情報交換会議は、市町村の情報化推進に関する諸課題について相互研究を行う。
- 三 総会は本会の運営に関連する重要な事項及び本会則の改正について決定を行う。

(遠隔会議)

第6条 遠隔会議は、センターホームページ上に本会の専用コーナーを開設し、開催する。

- 2 会員には、遠隔会議に必要となる会員IDを発行する。

(有識者の協力)

第7条 遠隔会議を円滑に運営するため有識者及び国、地方公共団体の実務経験者への協力要請を行う。

2 遠隔会議に有識者の協力が必要となる場合は、役員会議の決定により有識者に対し会員IDを発行する。

(講演会等の実施)

第8条 講演会等は、会員から要望がある場合には役員会議の決定により開催する。

(運営費用)

第9条 本会の運営費用は、センターからの補助金をもってあてる。ただし、遠隔会議に必要な電気通信サービス、接続機器等に要する費用は、会員団体の負担によるものとする。

(役員の旅費)

第10条 集合会議による役員会議及び臨時役員会議を開催する場合、役員の旅費はセンターの旅費規程に準じて本会が負担する。

(事務局所掌事務)

第11条 事務局は、おおむね次の事務を分掌する。

- 一 諸会議の開催に関すること
- 二 会員との連絡・調整・照会に関すること
- 三 調査の実施・資料提供に関すること
- 四 会員IDの発行等に関すること
- 五 その他

(他の情報管理主管課長会等との連携)

第12条 本会は、必要がある場合には次の情報管理主管課長会等と相互了解のもと資料の提供などの連携を図るものとする。

- 一 全国都道府県情報管理主管課長会
- 二 指定都市情報管理事務管理者会議
- 三 特別区電子計算主管課長会
- 四 全国広域市町村圏情報管理連絡協議会
- 五 近畿都市行政情報システム協議会

(雑則)

第13条 本細則の定めによるほか、必要な事項は役員会議で定める。なお、本細則の改正については、役員会議で決定する。

(付則)

この細則は、平成14年10月18日から適用する。